

掛川市規則第18号

掛川城条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川城条例施行規則の一部を改正する規則

掛川城条例施行規則（平成22年掛川市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第14条」に改める。

第2条中「第14条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第5条から第8条までを削る。

第9条第1項中「第14条第1項」を「第12条第1項」に、「様式第6号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第10条中「第14条第2項」を「第12条第2項」に、「様式第7号」を「様式第2号」に改め、同条を第6条とし、第11条を第7条とする。

第12条中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第13条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第14条中「入館者」を「掛川城に入館しようとする者（次条において「入館者」という。）」に改め、同条を第10条とし、第15条を第11条とし、第16条を第12条とする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

様式第6号中「第9条関係」を「第5条関係」に、「第9条第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第7号中「第10条関係」を「第6条関係」に、「第14条第2項」を「第12条第2項」に、「第10条の」を「第6条の」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。